

総会

配布：一般

2015年2月10日

第69会期

議事日程議題 68(b)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/488/Add.2 and Corr.1)]

69/166. デジタル時代のプライバシーに対する権利

総会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、

世界人権宣言¹および文化的及び政治的権利に関する国際規約²並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約²を含む、関連する国際人権条約に正式に述べられている人権および基本的自由もまた再確認し、

ウィーン宣言および行動計画³を更に再確認し、

デジタル時代のプライバシーに対する権利に関する2013年12月18日の総会決議68/167を想起し、

インターネットにおける人権の促進、保護および享受に関する2014年6月26日の決議26/13の人権理事会による採択⁴を歓迎し、

¹ 決議217A(III)。

² 決議2200A(XXI)、添付文書、参照。

³ A/CONF.157/24(第一部)、第三章。

⁴ 総会公式記録、第69会期、補遺No.53(A/69/53)、第V章、A節、参照。

デジタル時代におけるプライバシーの権利に関する国際連合人権高等弁務官事務所の活動もまた歓迎し、同主題に関するその報告書⁵に興味を持って留意し、そして人権理事会の第 27 会期期間中に開催されたデジタル時代におけるプライバシーの権利に関するパネル・ディスカッションを想起し、

テロに対抗しつつ人権および基本的自由の促進と保護に関する人権理事会の特別報告者の報告書⁶および言論と表現の自由に対する権利の促進および保護に関する同理事会の特別報告者の報告書⁷に留意し、

プライバシー、家族、家庭および通信、並びに名誉および名声の保護に関する権利についての人権委員会の一般コメント第 16 号に感謝しつつ留意し、その一方でその採択⁸以降生じてきている大きな技術的跳躍にもまた留意し、

デジタル時代におけるプライバシーの権利の促進や保護、手続的保障、効果的な国内の監視および救済、プライバシーの権利や他の人権に関する監視の影響に関する問題、並びに非恣意性や合法性の原則および監視の実践に関連した必要の妥当性および評価の均衡性を吟味する必要性を、国際人権法に基づいて、更に議論しまた分析する必要性を認識し、

2014 年 4 月のブラジルのサンパウロでの、今後のインターネットガバナンスに関するグローバルマルチステークホルダー会合、「ネットムンディアル」の開催に留意し、そして近代的な通信技術の文脈におけるプライバシーの権利に関連した課題に効果的に対処することが、現行の、上手くまとめられた多利害関係者の関与を必要としていることを認識し、

技術開発の早い速度は、世界中の人々が新しい情報通信技術の使用を可能ならしめたことまた同時に世界人権宣言の第 12 条および市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 17 条に定められたような、人権、とりわけプライバシーの権利、を侵害するか虐待する可能性のある、監視、傍受

⁵ A/HRC/27/37.

⁶ A/69/397.

⁷ A/HRC/23/40 and Corr.1.

⁸ 総会公式記録、第 43 会期、補遺 No.40 (A/43/40)、添付文書VI.

および資料収集を行う政府、企業および個人の能力を高めたこと、そしてそれ故懸念が増している問題であることもまた留意し、

それによれば、誰も彼または彼女のプライバシー、家族、家または通信を恣意的なまたは不法に干渉の対象とされるものではないというプライバシーの権利、またそのような干渉に対する法の保護に対する権利を再確認し、そしてプライバシーに対する権利の行使は、表現の自由および干渉なしに意見を持つ権利並びに平和的な集会および結社の自由に対する権利の実現にとって重要であること、また民主的な社会の基礎の一つであることを認識し、

情報および民主的な参加に対する利用権の基本的な重要性を含む、情報を求め、受領しそして知らせる自由を十分に尊重する重要性を強調し、

メタデータはためになることを提供できる一方で、ある種のメタデータは、集められた場合、個人情報暴露することができまた個人の行動、社会的な関係、私的な好みや個性への洞察力を与えることができることに留意し、

不法なまたは恣意的な監視および／または通信の傍受、並びにかなり生活を乱すような行為としての、不法なまたは恣意的な個人資料の収集は、大規模に実行された場合を含んで、プライバシーの権利を侵害し、表現の自由に対する権利に害を与えることができそして民主的社会的教義を否定する可能性があることを強調し、

合法的目的の遂行に対して何が正当かを念頭に置きつつ、デジタル通信の監視は、国際的な人権義務と一致しなければならずまた法的な枠組に基づいて実行されなければならない、そのことは公然と利用可能で、明確で、正確な、包括的また非差別でなければならないことそしてプライバシーの権利に対するあらゆる干渉は、恣意的または不法であってはならないことに特に留意し、また市民的及び政治的権利に関する国際規約の当事国である国家は、同規約において認められた権利を実施するために必要とされるような法または他の措置を採択するための必要な措置を果たさなければならないことを想起し、

国家は、個人のデジタル通信を傍受しそして／または個人的なデータを収集する場合並びに民

間会社を含む、第三者からの個人的なデータの開示を要求する場合、プライバシーの権利に関する国際的な人権義務を尊重しなければならないことを強調し、

企業は、事業および人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組⁹を実施することにおいて定められたように、人権を尊重する責任を有していることを想起し、

領域外の通信の監視および／または傍受を含む、通信の監視および／または傍受、並びに個人資料の収集、とりわけ大規模に実施される場合、が、人権の行使および享受において有する可能性のある悪影響に深い懸念を表明し、

多くの国家において、人権および基本的自由の促進と擁護に従事している個人や組織が、しばしば脅威やいやがらせに直面しそして危険並びに彼らの活動の結果としてのプライバシーの権利に対する不法なまた恣意的な介入に苦しんでいることに深い懸念をもって留意し、

公共の安全についての懸念が、ある種の敏感な情報の収集および保護を正当化する可能性がある一方で、国家は、国際人権法の下での自らの義務の十分な遵守を確保しなければならないことに留意し、

テロリズムの予防と抑圧が、公共の利益の最も重要なものであることを、その問題でまた留意し、その一方で国家は、テロリズムと闘うために講じたあらゆる措置が、国際法、とりわけ国際人権、難民および人道法の下での自らの義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認し、

1. それによれば、誰も彼または彼女のプライバシー、家族、家または通信を恣意的なまたは不法に干渉の対象とされるものではないというプライバシーの権利、また世界人権宣言¹の第12条および市民的及び政治的権利に関する国際規約²の第17条に定められたような、そのような干渉に対する法の保護に対する権利を再確認する。

2. その様々な形態における発展に向けた進展を加速することにおける駆動力としての、イン

⁹ A/HRC/17/31、添付文書。

ターネットの世界的なまた開かれた性質並びに情報通信技術における急速な発達を認識する。

3. プライバシーの権利を含む、人々がオフラインで有している同じ権利が、オンラインでも保護されなければならないことを確認する。

4. 国家に対し、以下のことを求める。

(a) デジタル通信の文脈におけるものを含んで、プライバシーの権利を尊重しまた保護すること。

(b) そのような権利の侵害に対し終止符を打つための措置を講じることそして国際人権法の下での義務に従う関連する国内立法を確保することによるものを含んで、そのような侵害を防止する条件を創設すること。

(c) 国際人権法の下でのあらゆる自国の義務を完全且つ効果的な実施を確保することによりプライバシーの権利を支持する目的で、大規模な監視、傍受および収集を含む、通信の監視、その傍受および個人データの収集に関する手続、実践および法令を再検討すること。

(d) 既存の独立した、効果的な、適切に援助を受けているまた公平な司法的な、行政的なそして/または議会で制定した、適切な場合には、透明性および国の通信の監視、その傍受および個人資料の収集に対する責任を確保することが可能である国内の監視制度を設立または維持すること。

(e) そのプライバシーの権利が、不法なまたは恣意的な監視により侵害された個人に、国際的な人権義務に適合した、効果的な救済に対するアクセスを提供すること。

5. 人権理事会に対し、プライバシーの権利の促進および保護に関する原則、基準および慣行を特定しまた明確にする目的で、討論に引き続き積極的に取り組むこと、並びにそのために特別手続を制定する可能性を審議することを奨励する。

6. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日